

令和〇〇年〇〇月〇〇日

吉賀町水道事業

管理者 岩本 一巳 様

吉賀町水道料金審議会

会長 山吹 薫

水道料金の改定について（答申）

令和6年2月16日付け吉水第104号で諮問のありました事項について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、付帯意見〇〇点を添えて下記のとおり答申いたします。

記

Ⅰ. 答申の内容

（Ⅰ）水道料金の料金水準について

審議の結果、料金値上げはやむを得ないと判断しました。

水道は、各ご家庭や事業者に安心・安全な水道水を安定して供給するというライフラインとして無くてはならない重要な役割を担っております。町全体で維持し、将来に渡って持続可能な運営を図っていかねばならないものです。そのため、本審議会では町民への影響、今後の更新計画、経営状況等を審議し、文頭のとおりとなりました。

その値上げ幅は30％程度の増とし、料金体系と料金表は水道事業の責任において、水道使用者への経済的な影響を見極め、判断されるよう答申いたします。

なお、本答申は現在の経営戦略を基にしたものです。経営戦略を改定する際は改めて町民への影響から見直しを行うよう申し添えます。

（Ⅱ）水道料金の改定期期について

改定期期は、水道事業の責任において、水道使用者への経済的な影響を見極め、判断されるよう答申いたします。

2. 審議の概要

(1) 諮問の趣旨について

水道事業管理者から「今後も安心・安全な水道の提供を続けていくために、老朽化施設の更新や管路の耐震化を計画的に進めていくことができるよう審議会の意見を求めたい。」との諮問を受けました。令和9年度からの蔵木・六日市地区での大規模な水道管更新工事に伴い、更新工事費用の捻出と水道事業の安定的な運営を図るため、料金の値上げをお願いせざるを得ないとの趣旨です。

町の水道は、集中的に建設が行われた昭和50年代から40年以上が経過しております。施設や管路の老朽化が進行しており、予断を許さない状況です。

(2) 諮問の背景について

町が掲げる「水道ビジョン」では平成32年度に20%、平成35年度に10%改定予定となっており、それに沿った水道事業の経営戦略が策定されている状況でした。

しかし、それらの改定は行われずに今日に至っておりました。事務局からは、町で初めての公営企業化による影響を見定めるとともに、徴収率の向上による経営改善に取り組んでいたとの説明を受けております。

そのような背景の中、水道事業では令和5年3月に経営戦略の改定と議会への説明が行われた後、本審議会へは令和6年2月16日に諮問がありました。

(3) 審議会の開催と答申について

いつまでも安心・安全な水道水を安定して供給していくために、計00回にわたり審議会を開催し、慎重に審議を重ねました。

そして、「水道施設の現況と今後の水道管や施設の更新、水道事業の向こう10年間の経営状況を勘案し、水道料金の値上げはやむを得ない」との結論に至りました。

併せて、審議を通じて町民全体や水道使用者への影響を重く受け止め、付帯意見として「国県への財政支援要望強化」など計00項目も取りまとめました。

3. 審議の内容

(1) 料金の改定について

(2) 改定の時期について

直近で料金審議会が行われたのは平成19年度で、その内容は合併から3年以内に料金水準を見直すというものでした。

現在の水道料金はこれを踏まえたものです。消費税率の変更による改定を除けば、平成20年度の改定から今日まで16年もの間、据え置かれてきた状況です。

そうした背景もある中での本審議会では、水道事業の現状や経営戦略、今後の老朽化対策、財政シミュレーションを基に慎重に審議を行いました。

計100回の審議を通して様々な意見を活発に交えました。

まず、水道全体を俯瞰した意見としては次のようなものがありました。

「町はまちづくり計画で、水環境を良好にし、水質も厳格に情報公開をして保っていきたいと謳っている」。

「まちづくり計画を本気でやっているかという疑問。役場は吉賀町をどうしていききたいのか。それに対して、住民も一緒になって町を作っていくと」。

事務局から提示された経営戦略での蔵木・六日市の水道管の更新に対しては次のような意見がありました。

「柿木はもう済んだからではなく、各地区でもおなじ自分たちのライフラインという事で、考えなければいけない」。

「全体的な計画を作り、だからお金が要りますよという話でないと。部分的に蔵木・六日市だけでは自分のところは自分でとなる。住民説明会で説明できる全体計画が必要」。

水道事業の財政状況やシミュレーションに対しては次のようなものがありました。

「田舎を維持し、この僻地でも頑張っている。だから、そういう生活のところへ繰入金を入れてもらって、経営をしていくという考えを、国や県にも言っていないと。」

「中国山地にいる私たちは何をやっても不公平感のある事が多い。水源が違って、対等に考えて、我が事として考えていかないといけない」。

料金改定に向けた意見としては次のようなものがありました。

「やらなければならない値上げにしても、それが必要と理解してもらうには、役場が、こうやっていくという姿勢を示すことがあった上でのこと」。

「最終的には上げるにしても、住民説明会をしても納得されるものを役場で作って、まずは委員の皆さんに納得して頂く。それで上げるのであれば、上げていきたいと思います」。

「あとからこんな方法もあった、では話にならない。役場は私たち委員に対してもうこれしかない、という説明を」。

「私たち委員も改正しないといこうなるぞという事を、他の住民から聞かれたときに説明しないといけない」。

「ある程度の水準まで料金を上げないと国の補助金がないのであれば、そこまであげないといけない。」

こういった意見をふまえて、審議会では次のように整理しました。

まず、大前提として、町民の生活に欠くことのできないライフラインである水道は、将来に向けて何としても維持をしていく必要があります。そのためには、厳しい経営環境の中であっても老朽化対策を進めていくことは不可欠です。

しかし、審議の最初では事務局からは経営戦略以降の更新計画が示されておられませんでした。この点は、審議を重ねることで全体的な施設や管路の更新の方向性の確認を得ることが出来ました。

また、吉賀町の水道は地勢的に不利な状況で供給されている状況です。その中でこの重要なライフラインを維持していくには国や県、町の支援も必要です。水道を取り巻く状況から良くしていくことが、今後の水道を維持していく上で重要と、本審議会では審議しました。この点は直接の諮問事項ではありませんが、外すことが出来ないと考え付帯意見に盛り込んでいます。

財政シミュレーションからは、借入金を増やした場合はその返済で将来負担が増す、値上げ幅を抑えて前倒した場合は収支が均衡しない、先送りにした場合は資金残高が増えていかないなどの結果を確認しました。

このように現在の経営戦略の先に控えている水道施設の更新など、水道の未来を見据えると、水道料金の値上げ改定はやむを得ないと本審議会では判断しました。その値上げ幅は、財政シミュレーションの結果を踏まえて経営戦略どおりとし、現行から30%程度の増としました。

しかし、料金改定がもたらす水道使用者への経済的な影響を全て見極めるのは本審議会では困難と判断しました。その影響を見極めるのは、水道事業の責任において他にありません。料金体系と料金表、改定期期については、町民の状況、社会情勢を十分考慮の上、水道事業で判断されるようにお願いします。

また、本答申後に料金改定となった際には、水道使用者は勿論のこと、町民全体への十分な周知が求められます。特に平成20年度から料金水準が据え置かれてきた背景があります。吉賀町にしても水道事業にしても今後の水道をどうしていきたいのか、どういった老朽化対策を行っていくのか、町民全体の納得と理解を広く得られる広報が肝要です。この点も外すことが出来ませんので付帯意見として盛り込んでいます。

なお、本審議会での審議・答申は現在の経営戦略を基にした諮問に対して行ったものです。事務局の説明では、今後の水道料金は、経営戦略の見直しに合わせて5年毎に見直す方針とのことでした。本審議会としましても、経営戦略の改定の際は、常にその料金水準が適切であるか、検証をされることをお願いします。それに限らず大幅な社会情勢のうねり・水質や水源の変化により、今回の改定に際して見込んだ収支が計画から大きく乖離することとなった場合は、町民への影響を第一に検証し、早急な見直しに努められるよう付帯意見として盛り込みます。

4. 付帯意見

(1) 国や県への財政支援要望の強化について

当町は水道を供給する上で不利な環境に置かれており、地方の困窮した実態を踏まえて、補助金や交付金などの補助率の向上やその要件の緩和などを、国や県、各関連団体に対して要望されるよう意見します。

今後とも国や県の施策の動向等に注視していく他、自治体間の料金格差が広がらないように、さらなる財政支援制度の拡充の要望をされるように重ねてお願いします。

(2) 町の支援の強化について

水道は、ライフラインとして無くてはならない重要な役割を担っております。町全体で維持し、将来に渡って持続可能な運営を図っていかねばならないものです。

町内の各ご家庭や事業者に安心・安全な水道水を安定して供給するためには、町からの支援も不可欠ですので意見します。

(3) 周知の徹底について

改定となった際には、水道使用者だけでなく町民全体の理解が不可欠です。まちづくり計画による方向を町民に示し、分かりやすい周知の徹底をお願いします。

特に料金水準が長期にわたり据え置かれてきた経緯もあるので、水道事業では改定の理由や内容への理解を広く得られるような広報に努められるよう意見します。

(4) 料金の検証・見直しについて

常にその料金水準が適切であるか、検証をされることをお願いします。特に、社会情勢や水源の変化により、今回の改定に際して見込んだ収支が大きく乖離することとなった場合は、町民への影響を第一に検証と見直しに努められるよう意見します。

5. 審議会の開催状況

区分	開催日時・会場	内容
諮問 第1回	令和6年2月16日（金） 午前9：00～11：00 柿木庁舎 2階大会議室	会長・副会長選任、諮問、審議会の運営、水道事業の状況、令和4年度決算状況説明。
第2回	令和6年3月27日（水） 午後1：30～3：55 柿木庁舎 2階大会議室	まちづくり計画、水道ビジョン、島根県広域化プラン、経営戦略、料金改定案説明。
第3回	令和6年4月24日（水） 午前9：30～11：40 柿木庁舎 2階大会議室	徴収率説明、諮問内容について審議。
第4回	令和6年6月26日（水） 午前9：30～11：45 柿木庁舎 2階大会議室	今後の更新計画、財政シミュレーション、諮問内容について審議。
第5回	令和6年7月10日（水） 午前9：30～00：00 柿木庁舎 2階大会議室	諮問内容について審議、答申（案）の検討。
第00回	令和0年00月00日（） 午前00：00～00：00 場所名	
答申	令和0年00月00日（） 午前00：00～00：00 場所名	答申。

6. 審議委員の名簿

会長	山吹	薫
副会長	田村	正人
委員	岩上	武史
委員	水津	一盛
委員	光長	勉
委員	山脇	裕子

(委員については五十音順)

以上